

調査項目及び集計事項の変更について

本報告書における一般船舶調査（第1号調査）については、令和3年6月に実施した調査より、「公的統計の整備に関する基本的な計画」等での指摘を踏まえ、調査項目の見直しを実施し、それに伴い令和3年6月分（船員労働統計 No.216）の公表より集計事項も変更した。

このため、変更前の統計数値とは時系列上の連続性が担保されないため、利用にあたっては留意されたい。

【変更箇所】

・調査項目

（変更前）「6月（1ヶ月分）の」特別に支払われた報酬

（変更後）「昨年1年間（1月～12月）の」特別に支払われた報酬

・集計項目

（変更前）特別に支払われた報酬

（変更後）年間賞与その他特別に支払われた報酬

※特別に支払われた報酬 とは

定期払いを要する報酬、時間外手当、休日給、夜間割増及び航海日当以外のものであって、予期しない事由に基づき支払われる災害の一時金等、支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定な結婚手当、退職手当等、また算定の基礎となる期間が1か月を超える賞与・期末手当等をいう。